

令和 8 年度（債務）
山元町立小・中学校屋内運動場空調設備工事

特記仕様書

令和 8 年 9 月

山元町教育委員会 教育総務課

特記仕様書

工 事 名：令和８年度（債務）山元町立小・中学校屋内運動場空調設備工事

工事場所：山元町立坂元小学校・山元町立山下第二小学校・山元町立山元中学校

工 期：山元町議会で議決された日の翌日から令和９年９月２１日まで

1 適用範囲

本特記仕様書は、「令和８年度（債務）山元町立小・中学校屋内運動場空調設備工事」に適用する。

2 共通仕様書の適用

本工事施工にあたっては、本特記仕様書によるほか、宮城県土木部制定の「土木工事共通仕様書 最新版」、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書 最新版（建築工事編 電気設備工事編 機械設備工事編）」、「公共建築改修工事標準仕様書 最新版（建築工事編 電気設備工事編 機械設備工事編）」を適用する。

3 総則

（１）総則

本仕様書、設計図、設計書に明記されていないもので、本工事完成のために当然必要と認められるものは異議なく受注者の負担において実施しなければならない。

（２）工事概要

学校名	空調設備概要	LPGボンベ庫
坂元小学校	【電源自立型ガスヒートポンプ式空調システム】 室外機×３台（冷房能力：56.0kW 暖房能力：63.0kW） 室内機×１台（冷房能力：14.0kW 暖房能力：16.0kW） 室内機×12台（冷房能力：11.2kW 暖房能力：12.5kW）	１台
山下第二小学校	【電源自立型ガスヒートポンプ式空調システム】 室外機×３台（冷房能力：56.0kW 暖房能力：63.0kW） 室内機×11台（冷房能力：11.2kW 暖房能力：12.5kW）	１台
山元中学校	【電源自立型ガスヒートポンプ式空調システム】 室外機×４台（冷房能力：56.0kW 暖房能力：63.0kW） 室内機×16台（冷房能力：14.0kW 暖房能力：16.0kW）	２台

（３）諸手続き

本工事の施工にあたり工事遂行上必要な一切の諸法規上の手続きは受注者の負担において行うものとする。（〔建築確認関係〕建築基準法第６条、第６条の２、第７条、第７条の２、第７条の３及び第７条の４に規定するものを除く。）

（４）工事施工中に予期せぬ事態や疑義が生じた場合、監督職員に報告の上円滑な進捗を図ること。

4 現場管理

受注者は、工事の施工にあたっては次の事項を遵守するものとする。

- (1) 本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事である。余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことかできるが、資材の搬入、仮設物の設置、現地作業を含む調査や測量等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責において行うものとする。

- ・工 期：山元町議会で議決された日の翌日から令和9年9月21日まで
- ・余裕工期：山元町議会で議決された日の翌日から令和9年5月20日まで
- ・実 工 期：令和9年5月21日から令和9年9月21日まで

したがって、配置予定技術者の配置予定期間は、実工期の令和9年5月21日から令和9年9月21日までとする。

- (2) 施工計画にあたっては、学校経営に配慮した施工計画書を作成のうえ監督員と協議を行い、承諾を得てから施工すること。
また、各施設は、災害時における指定避難所としての役割を担っていることも併せて考慮すること。

- (3) 施工計画にあたり、学校及び児童・生徒に対して安全に十分配慮した計画とすること。

- (4) 本工事施工のため、屋内運動場の使用停止期間を次のとおりとする。

令和9年7月21日から8月22日まで【夏季休業期間】

使用停止期間において、災害時の指定避難所の役割も併せて停止することから、屋内運動場アリーナにおける室内機設置などの内部工事は、使用停止期間内に終了させること。

- (5) 室外機設置・LPG ボンベ庫設置などの屋外工事については、実工期期間中の施工は可能であることから、監督員と協議すること。

- (6) 配管・配線工事、遮熱フィルム工事などの屋内運動場アリーナの使用に支障のない工事は、実工期期間中の施工は可能であることから、監督員と協議すること。

- (7) 積載重量を超えて資材を積み込まず、また積み込ませないこと。

- (8) 資材等の購入・搬入等にあたって、下請け事業者及び資材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。

- (9) 交通安全施設は、必要な処置を講じるものとする。

- (10) 大型車両進入時は、交通誘導員を配置し安全確保を行うこと。

5 災害時の協力体制

(1) 緊急巡回

- ①緊急巡回とは、台風、豪雨、豪雪、地震等により、工場現場において災害が発生した場合又はその恐れがある場合にその状況を把握し、適切な措置を講じるもの。

- ②緊急巡回担当者は、現場の異常等を発見した場合には、速やかにその危険を防止するため、その場で取り得る適切な措置を講ずるとともに、その状況について監督職員に報告するものとする。
- ③緊急巡回にあたっては、写真撮影をし、日時及びその状況を記録しておくものとする。
- ④緊急巡回中に事故が発生したときは、速やかにその状況を監督職員に報告しなければならない。

(2) 災害時の協力体制と緊急時の諸作業

現場が災害等で被災した場合に備え、協力体制を確立するとともに、指示があった場合は、被害を最小限に抑えるため、緊急時における諸作業を実施すること。

- (3) 緊急巡回及び緊急時の諸作業に関する詳細については、発注者及び受注者双方の協議により行うものとする。

6 発生材の処理等

- (1) 発生材の処分は適正に行うものとする。

7 建設業退職金共済制度について

- (1) 受注者が建設業退職金共済制度に基づいて共済証紙を購入した場合は、次のいずれかの書類を監督職員に提出するものとする。

- ①建設業退職金共済証紙購入状況報告書
- ②建設業退職金共済証紙（無購入・購入遅延）理由書

- (2) 現場代理人等は「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識」を掲示しなければならない。

8 建築材料等

本工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能を有するものとし、監督職員の承認を得ること。

設計図書に定められた材料は監督職員の確認、又は納品書を揃え、写真報告するものとする。

9 段階確認

設計図書に示す各工程について写真撮影をするとともに、必要に応じ監督職員の立ち合いを求めることとする。

10 その他

- (1) 関係者との調整

工事施工にあたっては、騒音・振動等による周辺への影響について十分配慮し、トラブルが発生しないように配慮すること。

- (2) 受注者は、下請契約を締結する場合は、「宮城県建設工事元請・下請関係適正化要綱（最新版）」を遵守するとともに地元企業の積極的な活用に努めること。

- (3) 暴力団等の排除について

- ①受注者が、この契約の施工期間中に山元町入札契約に係る暴力団等排除措置要綱(平成20年11月1日施行。以下「排除要綱」という。)別表各号に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。

②受注者は、排除要綱別表各号に該当し、本町から指名停止措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請負させ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、排除要綱別表各号に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を求めることがある。

③受注者は、この契約の施工に当たり暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、同様の措置を行うよう指導すること。

なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が適切に行われた場合で、これにより、履行遅滞等が発生するおそれがあると認められるときは、必要に応じて、工程の調整、工期の延長等の措置を講じる。

○山元町入札契約に係る暴力団等排除措置要綱
別表（第3条、第7条、第8条関係）

措 置 要 件
1 有資格者が暴力団員等であるとき。
2 有資格業者又はその役員が、暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）であるとき。
3 自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員等の威力を利用するなどしていたと警察から通報があり又は警察が認めたとき。
4 暴力団、暴力団員等若しくは暴力団、暴力団員等が経営又は運営に関与していると認められる法人、組合等に対して、資金等を提供し又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると警察から通報があり又は警察が認めたとき。
5 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると警察から通報があり又は警察が認めたとき。
6 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると警察から通報があり又は警察が認めたとき。